

国立大学法人電気通信大学における競争契約の公表に関する基準

平成20年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

国立大学法人電気通信大学における競争契約の公表に関する基準を次のように定めるものとする。

(公表の対象)

第1 公表の対象は一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約で本学の支出の原因となる契約に限るものとする。

(公表の内容)

第2 公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
- (5) 契約金額(単価契約等にあつては、年間支払(見込)額)
- (6) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る)
- (7) その他必要と認められる事項

(公表の時期)

第3 公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内)に、本学のホームページにおいて行う。

(公表する期間)

第4 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以降の契約締結分から適用する。

附 則

この基準は、平成24年5月22日から施行する。